

UNDOKAI WORLD CUP 2026 大会規約

UNDOKAI WORLD CUP 2026 大会規約（以下「本規約」といいます。）は、UNDOKAI WORLD CUP 2026（以下「本大会」といいます。）への参加にあたって、本大会への参加者（以下「参加者」といいます。）に遵守していただくべき事項を定めることを目的とします。参加者は本規約のほか、株式会社パソナグループ内に設置の「UNDOKAI WORLD CUP 実行委員会」（以下「主催者」といいます。）が定める各種競技のルールにつき承諾の上、これらを遵守して本大会へ参加するものとします。

I. 大会参加に際して

- 参加者は、主催者、主催者内に設置の UNDOKAI WORLD CUP 運営事務局（以下「当事務局」といいます。）が指定する審判員、その他の本大会運営スタッフの指示に従い競技を行ってください。
- 本大会の賞品内容は、告知後変更することがあります。最終決定は本大会開催初日の 10 日前とします。
- 参加申込者が少数、天候、交通事情その他の理由により、競技の実施が難しいと主催者が判断した場合は、競技もしくは大会日程の全部または一部を中止する場合があります。この場合の対応については、UNDOKAI WORLD CUP 2026 申込規約 II 9. の定めに従うものとします。

II. 来場に関して

- 本大会会場へのご来場の際は、できるだけ電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。
- お車でお越しの参加者は、主催者指定の駐車場をご利用いただけますが、駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。なお、指定外の場所への駐車については、主催者は一切の責任を負いません。
- 公共交通機関の遅延、道路混雑、駐車混雑等を理由として本大会への参加ができなかった場合でも、主催者は一切の責任を負いません。
- 本大会会場までの交通費は参加者の自己負担となります。

III. 会場への入場について

本大会会場への入場にあたっては、会場により、入場料が必要となる場合があります。

入場料が必要となる場合は、参加者各自の負担となります。

IV. 健康管理について

- 体調には万全を期してご参加ください。なお、大会当日、参加者の健康上の理由から主催者の判断により参加をお断りする場合がございます。
- 当日の体調不良等による欠場については、主催者が大会当日会場に設置する大会本部（以下「大会本部」といいます。）までお知らせください。

V. 大会における怪我・事故等に関して

- 本大会参加による怪我および事故等については、参加者の自己責任となります。参加者の任意にてスポーツ保険等への加入をご検討ください。

2. 参加者が他の参加者に損害を与えた場合、または、他の参加者の行為により参加者に損害が生じた場合は、当事者間で解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。
3. 主催者の責に帰すべき事由により参加者に損害が生じた場合は、前2項にかかわらず、主催者はその損害を賠償するものとし、ただし、主催者が賠償責任を負う損害の範囲は、通常の損害に限定されるものとし、間接損害、（予見可能か否かに拘わらず）特別損害および逸失利益は含まれないものとし、ただし、主催者に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
4. 本大会において主催者が負う損害賠償額の合計額は1名につき5万円を上限とします。ただし、主催者に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

VI. 運営に関して

1. 本大会の内容変更・中止等の場合は都度、本大会ホームページ、SNSもしくは参加者個人またはチームの代表者へ直接連絡等、当事務局が適切と判断する方法において通知致します。
2. 本大会期間中の暴力行為、暴言、ヤジ、通行の妨げ、観客その他の第三者または参加者の迷惑になる行為、その他本大会の運営に支障を生じさせる行為は一切禁止いたします。
3. 会場で生じたゴミは、各自の責任の下お持ち帰り下さい。

VII. 参加お断りについて

1. 参加者が暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係者、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者である場合、及び過去5年間そうであった場合（以下「反社会的勢力」といいます。）は、本大会への参加はできません。
2. 参加者が反社会的勢力と判明した場合は、本大会への参加をお断りさせていただきます。
3. その他の迷惑行為をする者等本大会への参加がふさわしくないと主催者が判断した場合、参加をお断りする場合がございます。

VIII. 失格について

1. 次の各号に定める事項に該当した場合、主催者は参加者を失格とすることができるものとします。なお、失格とは、失格となった時点以降の競技への参加を認めないこと、および失格となった時点よりも前に参加した競技で表彰を受ける権利を有していた場合はその権利を剥奪することをいいます。
 - (1) 主催者が指定する審判員その他の本大会運営スタッフの指示に従わなかった場合
 - (2) 競技前に飲酒されているなど実行に支障を生じさせた場合
 - (3) 他の参加者の迷惑をかける行為を行った場合
 - (4) 参加者本人以外の者が競技に参加した場合
 - (5) 競技において不正行為またはマナー違反等があった場合
 - (6) 主催者及び協賛社の信用及び名誉を侵害する言動をされた場合
 - (7) 本規約に違反した場合
 - (8) 参加者が反社会的勢力であることが判明した場合
 - (9) その他参加者が本大会の運営を妨げる行為を行った場合
2. 前項に基づき失格となった参加者については、主催者の判断により、次回以降のUNDOKAI WORLD CUPへの参加をお断りする場合があります。

3. 第1項に基づき失格となったことにより参加者に損害が生じたとしても、主催者は一切の責任を負いません。

IX. 免責

1. 本大会参加中、ご自身の貴重品等の持ち物は自己管理にてお願いいたします。貴重品等の持ち物の盗難または紛失に関して、主催者は一切責任を負いません。
2. 大会会場への往路復路における事故、事件、紛争、地震及び、風水害等については、主催者は一切責任を負いません。

X. 本大会に関する記録の利用について

1. 参加者は、主催者およびその関係者等（外注業者を含みますが、これに限定されません。）が撮影した本大会に関する映像・写真等に含まれる参加者本人に関する肖像（音声を含みます。）を、主催者が以下の目的の範囲内において使用することにつき、予め承諾するものとします。
 - (1) 本大会（次回以降の UNDOKAI WORLD CUP を含む。以下本項において同じ。）の広報活動として、本大会のホームページおよびパンフレット等へ掲載するため。
 - (2) 主催者がテレビ、新聞、雑誌等の取材を受けた場合において、当該取材元に提供するため。
 - (3) 主催者の内部における記録として利用するため。
2. 参加者は、主催者または主催者指定の者が撮影した写真および映像に関する著作権その他一切の権利が、株式会社パソナグループに帰属することを確認します。

XI. 準拠法および合意管轄

本規約および本大会の運営には日本法が適用されるものとし、参加者と主催者との間で本規約または本大会に関して紛争が生じた場合は、訴額に応じて大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

XII. 規約の変更

1. 主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合、参加者の承諾を得ることなく、本大会のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、本規約の内容を変更すること（本規約に新たな内容を追加することを含む。）ができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、参加者一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本大会の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

XIII. 施行日 2026年4月1日